新潟市報道資料

令和６年５月 24 日

報　道　各　位

新潟市江南区産業振興課

農業振興地域整備計画の変更手続きに係る業務遅延について

この度、江南区産業振興課において農業振興地域整備計画の変更手続きに係る事務について、本来進めるべき業務を行わず放置するとともに、申出者に対して虚偽の説明を行う事案が発生しました。

申出者の方々には、大変なご心労とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、市民の皆さまの信頼を損なうこととなりましたことを深く反省し、再発防止に努めます。

１　事務処理遅延の内容

農地を農地以外の用途で利用する場合に、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域から除外する手続き（いわゆる「農振除外」）が必要となる。

本市では、当該手続きについて、令和５年度から年２回の申出期限（５月末、１１月末）を定め受付を行っていたが、令和５年１１月末受付済みの５件について、担当職員が関係機関意見照会などの事務処理を一切進めていなかった。また、その一方で、申出者へは手続きが進んでいるなどとの虚偽の説明を行っていた。

２　経緯と対応

・令和６年１月中旬に申出者の関係者から、事務が進んでいないことを疑い、担当職員の上司との面談要望があった。
・令和６年１月下旬の面談日当日に、担当職員より上司に一切の事務処理をしていない旨の話があり、担当職員が事務を懈怠していたことが判明した。
・５件の申出者や関係者などに対し、謝罪及び説明を行った。

３　再発防止策

・相談者からの相談等（メール、窓口等）については受付簿で管理し、関係者間で共有するとともに、相談者との面談時には、複数の職員で対応する。
・申出書の提出があった場合はその後の進捗を複数の職員で確認する。
・全職員に対し、再発防止に向けた周知徹底を図るとともに、相談しやすい職場環境を構築する。

※内容確認等につきましては、５月２４日（金）午後５時３０分までに担当へご連絡をお願いします。

＜問い合わせ先＞
新潟市江南区産業振興課
担当：草間・川上
電話：025-382-4809